



あなたのそばに人権相談員がいます!!

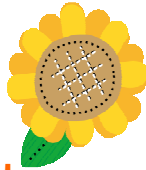
発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権プラザ便り [ 結び ]

(公財) 東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**9月、厚労省が「ブラック企業」へ立入調査を実施! 長時間労働、賃金不払い残業、パワハラなど労働者の使い捨てを許さない!**

## 労働者の人権が危ない! 泣き寝入りしないで!!

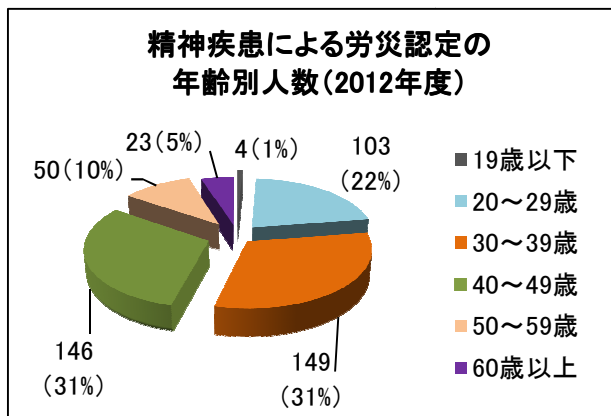
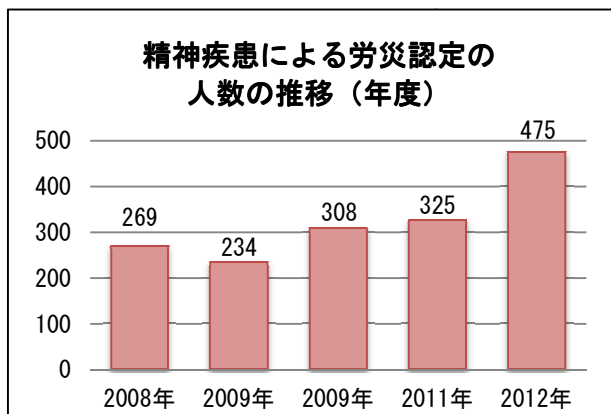


### ◆心の病で労災認定 150人増、475人

去る6月21日に発表された厚生労働省のまとめによると、仕事によるストレスなどが原因で、うつ病などを発症し、労働災害（労災）と認定された人が2012年度は前年度より150人増の475人に上ることが分かりました。近年、際立って増加していることが下図より見て取れます。

精神疾患で労災認定された475人の内訳は、男性348人、女性127人となっています。

年代別では、30～39歳が149人といちばん多く、



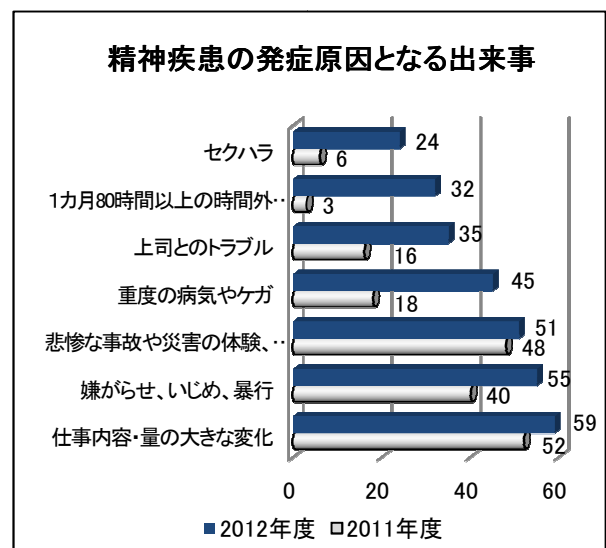
40～49歳が146人、20～29歳が103人という順になっています。前年度と比べて、目立つのは40代で、71人から146人と倍増しています。

### ◆長時間労働やパワハラなどで発症

精神疾患の発症原因として挙げられている出来事で見ると、ベスト3は①「仕事内容・量の大きな変化」(59人)がトップで、②「嫌がらせ、いじめ、暴行」(55人)、③「悲惨な事故や災害の体験、目撃」(51人)となっています。

前年度と比べて増加が著しいのは、①「1カ月80時間以上の時間外労働」が29人増で32人、②「重度の病気やケガ」が27人増で45人、③「上司とのトラブル」が19人増で35人、④「セクハラ」が18人増で24人、⑤「嫌がらせ、いじめ、暴行」が15人増で55人の順になっています。

他には、「2週間以上にわたる連続勤務」、「顧客や取引先からのクレーム」、「配置転換」、「退職強要」などが続き、労働者を心身両面で追い込んでいる実態が浮かび上がってきます。



●ある相談事例—パワーハラ被害に抗して

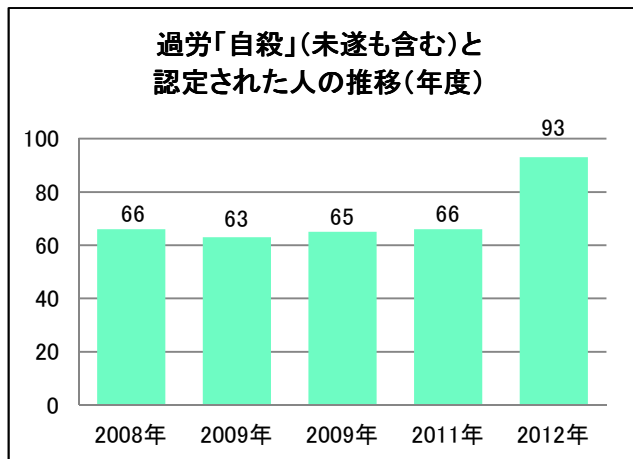
人権相談に関わって、心底その実態を思い知らされたことがありました。何度も繰り返されるパワーハラスメント（パワーハラ）。耐えがたい精神的苦痛が心身のバランスを壊していきます。会社内部には相談できる部署もなく、やっとの思いで人権相談の扉を叩かれました。お話を詳細にうかがいながら、非常に厳しい精神状態に追い込まれていることを痛切に感じました。被害当事者が声を上げない限り、なかなか表面化しません。

相談を受けて、私たちはなんとしてでも被害当事者を守ることを優先して、問題の解決に当たりましたが、なによりも精神的なケアが大切であると実感しました。

この相談事例は、関係機関などの協力によって、最悪の事態を招来することなく、一応の解決をみることができました。職場でのパワーハラ防止の取り組みが急がれるところです。

◆過労「自殺」も増加、93人過去最多

また、労災認定された人のうち、未遂を含めて過労「自殺」と認定された人は前年度より27人も増えて93人に上り、過去最多となっています。その背景には、ますます強化される長時間労働やパワーハラスメントの増加などとみられます。



ちなみに、精神疾患の発症原因となる出来事で見ると、「仕事の内容・量の大きな変化」が19人（前年度24人）、「嫌がらせ、いじめ、暴行」が10人（前年度3人）、「1カ月80時間以上の時間外労働」が8人（前年度0人）と続いています。

◆厚生労働省もブラック企業対策の強化へ

近年、長時間の過重労働、パワーハラなど過酷な労働環境で労働者の生存権を脅かす「ブラック企業」の存在が社会問題としてクローズアップされてきました。

そうしたなか、去る8月8日、厚生労働省は、ブラック企業対策、「若者の『使い捨て』が疑われる企業等への取組強化」を行うと発表しました。

①9月を「過重労働重点監督月間」として、ブラック企業に対して集中的監督指導を実施。

具体的には、労働基準監督署及びハローワーク利用者からの苦情や通報などをもとに、「極端に離職率が高い」、「長時間の過重労働を強いている」ことが疑われている全国約4000社が対象です。

重点的には、時間外・休日労働が36協定の範囲内であるかどうか、賃金不払い残業（サービス残業）がないかどうかを確認して、法律違反があった場合には是正指導を実施。また、長時間労働者には、医師の面接指導等、健康確保措置が確実に講じられるよう指導するとのこと。

また、これまで過労死などの労災請求が行われた企業については、違反の是正が確認されたあともフォローアップのための監督指導を実施して、再発防止の取り組みを徹底させるとしています。

重大で悪質な違反が確認された企業は送検・公表されることとなります。

②9月1日に、過重労働などに悩む若者への無料電話相談（0120-794-713）を実施。全国で午前9時から午後5時まで受け付けます。2日以降も、「総合労働相談コーナー」（東京 0120-601-556）

などで相談と情報を受け付けますが、若者に限らず、幅広く相談を受け付けるといっています。

③職場のパワーハラスメントの予防・解決を推進するとして、一層の周知啓発の徹底を行う。

記者会見で厚生労働大臣は、「こうした問題を野放しにしているのは日本の将来はない。『ブラック企業』と言われるような企業をなくしていきたい」と取り組みへの意気込みを語りました。

**長時間労働、賃金不払い残業、パワーハラなどで悩んでいる方、ぜひとも、泣き寝入りせずに、声を上げてください。最寄りの電話相談のご利用を。**